

平成30年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成31年2月8日（金）9時～9時50分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長

教育委員会事務局総括次長 選挙管理委員会事務局次長 代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部、市民部、環境部、経済部)

(2) 市税の歳入見込みについて (総務部)

3 協議事項

(1) 新居浜市庁議規程について (企画部)

4 連絡事項

(1) 平成31年度施政方針（案）について (企画部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会は2月19日開会予定である。

会派説明については、4日・5日の2日間開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部、市民部、環境部、経済部)

市長	それでは、議事に入る。 「市議会定例会提出議案について」、議案に沿って、建設部、
----	---

<p>建設部長</p>	<p>経済部、総務部、教育委員会事務局、福祉部、消防本部、企画部、水道局、環境部の順で、説明をお願いします。</p> <p>なお、来週火曜日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いしたい。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。</p> <p>なお、市民部については、環境部の説明が終わった後、会派説明報告をお願いします。</p> <p>建設部からは、報告1件、一般議案1件、条例議案2件の4件について説明する。まず、報告第1号「専決処分の報告」については、市営住宅家賃等滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起である。20件の家賃等滞納、不法占拠等のうち、話し合い等できた18件を除いた2件、3名に対し、明け渡しの請求をするものである。</p> <p>次に、一般議案、議案第2号「市道路線の認定」についてである。今回、市道に認定する路線は12路線で、全て開発道路で寄付を受けたものであり、これにより、路線数は1,107路線、525kmとなる。</p> <p>次に、条例議案、議案第8号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本改正は、建築物の一時的な用途の変更の許可等に係る手数料を徴収するため、及び「建築基準法」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うための条例の一部改正である。内容としては、特別許可について、建築審査会の同意を不要とするもの2件、制限を緩和する目的での許可の変更が3件、主には東京オリンピックに向けた法の改正である。</p> <p>最後に、議案第9号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案の目的は、単身者住宅を増やすという事で、単身者住宅の面積緩和を行うものである。これにより、単身者用住宅が、建て替え予定の東田住宅を除いて、現在7%であるが、23%となる。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、一般議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の4ページから7ページ、議案第1号「公有水面の埋立て」について説明する。7ページの埋立位置図に示すよ</p>

<p>総務部</p>	<p>うに、新居浜港務局が新居浜港内港地区に化学工業用地造成のため、公有水面約1万平方メートルの埋立てに当たり、新居浜港港湾管理者から意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べることについて議会の議決を求めるものである。</p> <p>次に、議案書の22ページから24ページ、議案第3号「市有財産の売却」については、観音原地区の内陸型工業用地（第2工区）約1万5千6百平方メートルの用地を、「有限会社SPC」に約4億5千万円で売却するため、議会の議決を求めるものである。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。</p> <p>経済部からは、「別子山地区森林整備事業」について説明を行った。主な質疑の項目は、事業収支は赤字となっており、一般企業ではこのような事業は認められないが、どのように考えているのか。別子木材センターの人材は、どのように確保するのか。作業道の開設は、最終的にはどの程度の期間を考えているのか。林政アドバイザーとは、どういうものなのか。別子山地域の活性化に繋がる重要な事業と理解するが、なぜこの時期から取り組むのか。間伐材はどのようにして有効活用を考えているのか。</p> <p>などの質疑があった。</p> <p>また、森林整備には林道が必要であるので、この事業を実施してほしいとの要望もあった。</p> <p>総務部からは、一般議案1件、条例議案3件及び追加提出予定の人事議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の25ページから32ページ、議案第4号「工事委託協定」については、老朽化による施設の更新が必要となった、し尿処理施設を廃止し、市内のし尿、浄化槽汚泥をすべて下水処理場で処理するため、下水処理場内に建設する汚泥共同処理施設建設工事について、委託金額15億円で日本下水道事業団と工事委託協定を締結しようとするものである。</p> <p>次に、議案書の33ページから35ページ、議案第5号「新居浜市史編さん審議会条例の制定」については、本年から着手している新居浜市史の編さんを進めるにあたり、市史編さん審議会を設置し、市史編さんの基本方針や刊行計画等を調査・審議する体制を整備しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は平成31年4月1日から施行したいと考えて</p>
------------	---

いる。

次に、議案書の36ページ、議案第6号「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、一般職の国家公務員等に準じて、正規の勤務時間以外の勤務時間の上限の設定等を行うため、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるための委任規定を定めようとするものである。規則で定める時間外勤務の上限については、国に準じて、他律的業務や大規模災害対応を除き、原則1か月で45時間、1年で360時間としたいと考えている。なお、この条例は平成31年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の37ページ・38ページ、議案第7号「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定」については、一般職の職員、技能労務職員及び企業職員について、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給する住居手当、月額3,500円のいわゆる持ち家手当を廃止しようとするものである。なお、この条例は平成31年4月1日から施行したいと考えている。

次に追加提出予定の人事議案であるが、「新居浜市教育委員会の教育長の任命」については、新居浜市教育委員会の教育長の任期満了に伴い、新たに教育長の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

「人権擁護委員の候補者の推薦」については、人権擁護委員 久保 弥生 氏及び、上田 英二 氏の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員の候補者の推薦を必要とするため、議会の意見を求めるものである。

次に、会派説明の結果について報告する。

総務部からは、「新居浜市の未収債権の滞納整理について」として、未収債権の状況と未収債権のうち債権放棄を予定している案件について説明した。

これに対して、水道料金債権の中には、昨年度の放棄事案として処理してもおかしくないものもあるが、100万円くらいで収まるように、意図的に小出しにしているのではないか。また、住宅新築資金の償還は、滞納がなければ、平成32年度で終了するはずだが、32年度以降も放棄事案は出てくるのか。

などの質問があった。

教育委員会事務局 総括次長	<p>教育委員会事務局からは条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の43ページ、議案第10号「新居浜市重量挙げ練習場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本案は、重量挙げ練習場の市民体育館敷地内への移転に伴い、位置変更を行うものである。なお、新しい練習場の完成は平成31年5月末を予定しているため、本条例は、平成31年6月1日から施行し、その他の字句修正については、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の45ページ、議案第11号「新居浜市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、多喜浜体育館におけるフットサルの器具使用料を定めるもので、バスケット、バレーボール、バドミントン用具などと同様に、1組、午前、午後、夜間各1回につき、入場料等を徴収しない場合は100円、入場料等を徴収する場合は200円にしようとするものである。なお、本条例は、フットサル競技に施設を開放する、平成31年4月1日から施行し、その他の字句修正については、公布の日から施行したいと考えている。</p>
福祉部長	<p>福祉部からは、条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の47ページ、議案第12号「新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定」については、指定医療機関において将来医師としてその業務に従事しようとする者について、修学及び入学に要する資金の貸付対象者の要件のうち、市内に所在する高等学校を卒業していることとする規定を削除することにより貸付要件を緩和するための条例の一部改正するものである。なお、この条例は平成31年4月1日から施行したいと考えている。</p>
消防長	<p>消防本部からは、条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の48ページ・49ページ、議案第13号「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例」の制定については、近年、多数の死傷者が発生したホテル、社会福祉施設、病院等の火災事案を踏まえ、消防用設備等に重大な法令違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を本市ホームページに掲載し利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め</p>

<p>企画部長</p>	<p>て火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることが目的である。</p> <p>改正の内容としては、第47条の次に第47条の2を加え防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合は、その旨を公表することができることとし、公表しようとするときは、防火対象物の関係者にその旨を通知することを定めようとするものである。</p> <p>また、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、同条例施行規則にて定めようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、平成32年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>企画部からは、予算議案12件及び追加提出予定の予算議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案第14号から議案第21号までの8件については、平成31年度当初予算である。</p> <p>平成31年度当初予算のポイントとしては、1点目が防災・減災対策の強化・充実、2点目が新居浜市総合戦略の完遂、3点目が「えひめさんさん物語」の成功、4点目が小中学校教育力の向上である。</p> <p>平成31年度当初の予算規模は、一般会計が、492億5,909万6千円で、対前年度比は、4億7,416万円、1.0%の増となっている。また、特別会計は、286億259万3千円で、55億374万8千円、16.1%の減となっている。</p> <p>引き続き、会派説明の結果を報告する。</p> <p>フィールド1、快適交流では、上部東西線改良事業について、街路事業と地方道事業の違いはなにか。本郷西筋線改良事業は、どのような内容か。滝の宮公園リニューアル事業について、実施個所はどこか。湧水空間整備事業について、新規事業として打ち出した理由はなにか。</p> <p>フィールド2、環境調和では、ストックマネジメント計画策定事業について、計画策定の目的は何か。新エネ設備導入支援事業において、新しくZEHを補助対象に加えたのはどういう経緯なのか。使えなくなった太陽光発電システム等の処分が問題となっているが、処理費用に対する補助等は考えていないのか。</p>
-------------	--

	<p>フィールド3、経済活力では、プロフェッショナル人材確保支援事業費について、見込人数は何人か。専門人材とはどんな人か。創造型研究開発支援事業費は、どのような事業だと理解すればよいか。今までの中小企業に対する補助金との違いは何か。機械加工人材育成プログラム策定費について、市が策定を行う理由は何か。さくらひめ生産拡大支援事業費について、具体的には誰がやるのか。</p> <p>フィールド4、健康福祉では、受験生予防接種助成費について、対象は受験生のみか。就職した方は対象外か。接種の時期はいつ頃を想定しているか。</p> <p>フィールド5、教育文化では、放課後児童対策費について、まなび塾と重複しないのか。小中学校トイレ洋式化整備事業は、以前の説明では国の補助が無く実施が難しいとのことであったが、31年度当初でもやはり国の補助はないのか。今後の整備計画はあるのか。小中学校ICT環境整備推進事業では、電子黒板と校務システムの導入を行うとのことだが、ICT化の進んだ西条市にどの程度追い付くことができるのか。使用するためのプログラムは含まれているのか。ICT化には先生側のスキルアップも必要と思われるが、その対策についてはどうか、この事業の中に先生への研修等も含まれているのか。市民体育館空調設備整備事業について、市民体育館はあと何年くらい使うのか。学校給食センター建設事業については、どこを候補地として実施設計を行うのか。</p> <p>フィールド6、自立協働では、三世代同居促進事業費について、今年度の実績及び来年度の見込はどうか。何故、補助額を拡充したのか。地域づくり促進事業費について、一部校区をモデルケースに設定するのか。具体的にどういった事業を実施するのか。地域ポイント制度導入事業費について、今まであったポイントをこの事業にまとめるということか。</p> <p>また、歳入については、固定資産税、都市計画税の伸びと、法人市民税の減少の原因は何か。固定資産税のうち償却資産税は今後も引き続き入ってくるのか。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>次に、議案第25号から議案第28号までの4件については、平成30年度補正予算である。</p> <p>今回の補正予算は、高齢者施設防災改修等支援事業の公共事業</p>
--	---

<p>水道局長</p>	<p>をはじめ、消防水利整備事業などの単独事業、中小企業振興対策費などの施策費及び経常経費の過不足について、予算措置を行っている。</p> <p>この結果、一般会計では、1億8,499万3千円の追加、補正後の予算総額は523億7,396万6千円となり、対前年度同期比は、18億4,177万4千円、3.6%の増となっている。</p> <p>また、特別会計は、3特別会計の補正となっているが、公共下水道事業特別会計は、繰越明許費の補正のみとなっている。</p> <p>2月補正予算（案）についての会派説明では、中小企業振興対策費の補正について、当初予算に対して補正額が多いが、今年度が特別多いのか。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>また、追加提出の議案として、国の補正予算に伴う事業費の追加等について予算措置するため、平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）及び平成30年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を予定している。</p> <p>水道局からは、予算議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案第22号、「平成31年度新居浜市水道事業会計予算」について、概要としては、資料「平成31年度企業会計予算概要」にあるように、1の「業務の予定量」は、給水戸数は前年度比393戸増の5万5,383戸、年間給水量は、0.4%減の1,319万3,585m³、年間水道料金収入は、0.4%増の16億248万4千円を予定している。水道料金収入の増加要因については、消費税増税によるものであり、実質的な収入である税抜金額だと0.2%の減となっている。</p> <p>建設改良費は、前年度比29.6%減の11億7,211万3千円を予定している。</p> <p>2の重点項目は、瑞応寺配水池耐震補強工事6,500万円のほか、表に記載の配水管布設替工事等を予定している。</p> <p>次に、「平成30・31年度 企業会計予算対比表」の左側、水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益20億1,274万4千円に対し、事業費用は17億4,357万3千円で、収支差引は2億6,917万1千円の利益を見込んでおり、消費税等を除外した予定損益計算書による純利益は1億8,739万1千円となる見込みである。</p>
-------------	--

<p>環境部</p>	<p>「資本的収入および支出」は、4億9,682万円の収入に対し、支出は15億3,824万9千円で、差引不足額10億4,142万9千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。</p> <p>総合防災拠点施設建設に伴う水道局工事負担金、水道施設の耐震対策及び老朽化対策の財源として、近年、企業債を活用した結果、企業債残高が増加したことにより、企業債を抑制した予算編成としており、水道施設の整備事業費の縮減を行うなど、厳しい経営状況となっている。</p> <p>なお、水道施設の耐震対策、老朽化対策の財源を確保するため、本年3月を目途に「新居浜市水道事業経営戦略」を策定予定であり、今後、この計画を基に、水道事業の基盤強化を進めていく。</p> <p>次に、議案第23号、「平成31年度新居浜市工業用水道事業会計予算」について、概要としては、資料「平成31年度企業会計予算概要」にあるように、1の「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への、年間1,612万3,600m³としており、建設改良事業は、38.9%減の1億2,967万8千円を予定している。</p> <p>2の重点項目は、30年度に完了した北新町配水管布設工事(1億7,172万円)の延長となる新田町配水管布設工事5,600万円の管路耐震化対策を予定している。</p> <p>次に、「平成30・31年度 企業会計予算対比表」の右側、工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益2億6,834万9千円、事業費用2億5,383万2千円で、収支差引は1,451万7千円の利益を見込んでおり、予定損益計算書による純利益は1,283万6千円となる見込みである。</p> <p>「資本的収入及び支出」については、4,120万円の収入に対し、支出は1億2,967万8千円で、差引不足額8,847万8千円を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。</p> <p>今後も現行の料金体制を維持しながら、国の補助金も活用して、引き続き施設の耐震化と安定した工業用水道の供給に努めていく。</p> <p>環境部からは予算議案1件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>まず、議案第24号「平成31年度新居浜市公共下水道事業会計予算」について、公共下水道事業が平成31年度から地方公営企業法を全部適用し、従来の公共下水道事業特別会計から公共下</p>
------------	--

	<p>水道事業会計として水道局と統合し上下水道局において事業実施する。</p> <p>移行に伴う資産調査の結果、公共下水道事業としての資産は、総取得価格が約1,140億6,490万円、法適時残存価格が約638億3,736万円となり、平成31年度の減価償却費は約23億6,581万円を予定している。</p> <p>公営企業会計予算は、損益取引と資本取引に区分して編成され、3条予算 収益的収入・支出と4条予算 資本的収入・支出に分けられることから、経済活動を表す第3条 収益的収入では事業収益が下水道使用料など39億681万6千円、収益的支出では事業費用が処理場費、支払利息など37億8,247万3千円を予定し、収支差引は、1億2,434万3千円を見込んでいる。</p> <p>次に、投資的経費等の第4条 資本的収入は、企業債、国庫補助金など36億1,582万7千円、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で49億9,537万円を予定している。</p> <p>資本的収支の13億7,954万3千円の収入不足を内部留保金（損益勘定留保資金等）で補てんすることとしており、収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、87億7,784万3千円となっている。</p> <p>なお、一般会計繰入金（青色着色部分）は、収益的収入に一般会計負担金、一般会計補助金として、資本的収入に一般会計出資金として計上し、合計額18億6,479万円は特別会計ベースでの額と同額となっている。</p> <p>最後に、公共下水道事業特別会計が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、当該特別会計において発生した債権及び債務に係る未収金2億3,225万9千円及び未払金2億9,204万7千円を特例的収入及び支出として、公共下水道事業に引き継ぐ。</p> <p>引き続き会派説明の結果について報告する。</p> <p>「平成31年度公共下水道事業当初予算（案）について」、今後一般会計の繰入金はどのように考えているのか。事業計画及び全体計画区域の見直しについて、どのように考えているのか。下水道事業の借金は、どれくらいでどこに計上されているのか。4条資本的予算が12億円の支出超過となっているが、これはどう</p>
--	--

市民部長	<p>なのか。水道との統合で合理化とは、何を合理化するのか。組織機構の変更により新しい課ができる予定か、という質問があった。</p> <p>市民部からは会派説明1件について報告する。</p> <p>「新居浜市国際交流協会設立について」は、協会の常勤職員は市職員を配置するのか。財源として国際交流基金を繰り入れているが、このままだと10年経過すると基金が尽きてしまうが、その後は一般財源を投入するのか。今まで国際交流に携わってきた各団体があるが、各団体の同意は得られているのか。市の予算を投入するからには成果が問われるが、協会設立にどのような成果を期待しているのか。今回計上している予算の中には、協会設立のオープニングイベントに係るものが含まれているのか、また、毎年継続していく事業としてどれくらいの予算を確保するのか。新居浜市でも協会を設立しようとなった理由は何か。現在の協働オフィス事務局の体制との兼ね合いで、スペースは確保できるのか。協会の運営はなぜ市直営ではなく、民営なのか。協会の業務は協働オフィスが稼働している時間内となるのか。協会は外国人の方々にも利用いただけるよう配慮を考えているのか、という質疑があった。</p>
------	--

(2) 市税の歳入見込みについて (総務部)

市長	<p>次に、「市税の歳入見込みについて」、総務部から説明をお願いします。</p>
総務部長	<p>まず、平成30年度の決算見込み額についてであるが、収入額ベースで、約186億6,600万円。これは、平成29年度決算額約191億7,100万円と比べて、約5億500万円の減となっている。</p> <p>その内訳については、まず、「個人市民税」が、約57億2,000万円で、給与所得の増等により、前年度決算額より約6,200万円の増となっている。</p> <p>次に、「法人市民税」は、約18億900万円で、市内大手企業の税割額の減少が大きく影響し、約3億9000万円の減となっている。</p>

次に、「固定資産税」は、償却資産の減少の影響により、全体としては約86億7,600万円で、約1億6,700万円の減となっている。

次に、「都市計画税」についても、約11億5,700万円で、約1,300万円の減となっている。

次に、「軽自動車税」は、約3億6,800万円で、約1,300万円の増となっている。

次に、「市たばこ税」は、平成30年4月に旧3級品、同年10月に一般品の税率が引き上げられたものの、喫煙者の減少から前年度とほぼ同額の約8億800万円である。

次に、「入湯税」は、例年どおりで約50万円である。

次に、「滞納繰越分」は、約1億1,600万円で約1,000万円の減となっている。

なお、平成30年度の当初財政計画額との比較では、合計で、約3億600万円の減となる見込みである。

次に、平成31年度の歳入見込みについてご説明する。

愛媛県内の最近の経済情勢は、生産活動と個人消費は持ち直しの動きが続いているとともに、雇用情勢は引き続き改善しており、全体としては、緩やかな景気回復が続いている。また、内閣府による平成31年度の経済見通しにおいては、「本年10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう臨時・特別の措置を講ずるなど、各種政策の効果もあいまって、経済は雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした堅調な景気回復が見込まれる。」とされている。

これらを考慮し、平成31年度財政計画額は、調定額ベースで、約202億2,900万円で、前年度計画より約7億8,900万円の増を見込んでいる。収入額ベースでは、約197億7,200万円で、約8億円の増を見込んでいる。

なお、これは、平成30年度決算見込み額との比較では、収入額で、約11億600万円の増となっている。

次に、税目ごとに、平成31年度歳入見込みについて、平成30年度決算見込み額と比較しながら説明する。

まず、「個人市民税」は、配偶者の控除額を拡充する税制改正等の影響により、平成31年度の調定額は、約57億5,200万円で、前年度より約1,300万円の減、徴収率は、0.02ポイントアップの99.22%を見込み、収入額は、約57億7

00万円で、約1,300万円の減を見込んでいる。

次に、「法人市民税」は、経済見通し等を参考に、調定額は、約20億4,500万円、申告課税のため、徴収率は99.85%と高く、収入額は、約20億4,200万円で、約2億3,400万円の増を見込んでいる。

次に、「固定資産税」は、制度の大幅な見直しはなく、土地については、地価が継続して下落しており、平成30年度の地価公示では全用途の評価変動率がマイナス1.1%と下落したものの、調定額は、約30億3,200万円、徴収率99.01%で、収入額は、前年度とほぼ同額の約30億200万円を見込んでいる。

家屋については、新增築、滅失家屋の調査結果により、調定額は、約33億6,200万円、収入額では、約33億2,900万円で、約1億円の増を見込んでいる。

償却資産については、減価償却等による減少が、大きくは変わらないものの、住友関連企業等への調査の結果、大規模な設備投資による増額が見込まれるため、調定額は、約31億9,100万円、収入額は、約31億5,900万円で、約7億1,400万円の増を見込んでいる。

次に、「都市計画税」は、公共下水道事業区域の変更により、調定額は、約12億2,500万円、収入額は、約12億1,300万円で、前年度より約5,500万円の増を見込んでいる。

次に、「軽自動車税」は、原付等の課税台数は減少傾向にあるものの、軽四自動車の台数の増加等により、調定額は、約3億8,800万円、徴収率は、前年度と同じ97.04%を見込み、収入額は、約3億7,700万円で、約900万円の増を見込んでいる。

次に、「市たばこ税」は、喫煙者の減少から、売り上げ本数は今後も減少が予想されるものの、平成30年度に税率が引き上げられたことから、調定額・収入額ともに、約8億1,800万円で、約1,000万円の増を見込んでいる。

次に、「入湯税」は、変わらず50万円程度見込んでいる。

最後に、「滞納繰越分」については、調定額は、約4億400万円、徴収率27.91%で、収入額は、約1億1,300万円を見込んでいる。

なお、各税目における徴収率は、過去の推移や景気動向、税目の特性等を総合的に勘案し、設定した。

市長	<p>先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。</p> <p>確認であるが、法人市民税が30年度の決算見込みより116.54%増えているが、何かあるのか。</p>
総務部長	<p>31年度の当初予算について、住友関連企業の個別の聞き取りの結果の見込である。特に、鉾山が30年度決算見込みに対して31年度の見込みが伸びていることが大きな要因である。</p>

3 協議事項

(1) 新居浜市庁議規程について（企画部）

市長	<p>本日の議題は以上である。</p> <p>次に、協議事項に移る。</p> <p>新居浜市庁議規程について、企画部から説明をお願いします。</p>
企画部長	<p>新居浜市庁議規程について、意見をいただいたので説明する。</p> <p>新居浜市庁議規程で定められているが、設置目的は、第1条で、「当市行政執行の最高方針の決定に当たって重要事項を審議するため新居浜市庁議を置く」とされている。</p> <p>会議は、第5条で、「庁議は、定例会及び臨時会とする。定例会は、毎月1日、15日に開催する」とある。しかしながら、現在は、月1回程度の開催が定例となっている。</p> <p>つきましては、庁議の開催について、現在のように月1回を基本とするのか、規程どおり月2回とするのか、あるいは先に都市間交流協定を結んだ大府市では毎週月曜日に庁議を開催しているとのことだったが、回数をもっと増やすのか、庁議の開催について協議をお願いします。</p> <p>新年度新しい庁議メンバーで決定するという方法もあろうかと思うが、現状を把握している現メンバーでの意見をいただきたい。</p> <p>なお、現在の実施に沿ったものとして、月1回とすることになれば、庁議規程第5条第2項を「定例会は原則として毎月開催する」に見直したいと考えている。</p>

市長	ただいまの説明について、何か質問等はないか。
建設部長	新居浜市は、各部の事業は政策会議で多くは決まって、庁議で議論していることはほとんどない。そういう意味では、庁議の開催回数を増やすことは意味がない。例えば、今、政策会議でやっていることを庁議で議論するのであれば回数を増やすこともいいと思うが、その辺りの運営の方法で変わってくるので、何回開催するかという議論はナンセンスではないかと思う。
企画部長	大府市については、懸案事項の議論もあるが、毎週報告をする、ということが中心で開催をしていると聞いている。
市長	臨時庁議というものもあるので、政策会議のほうが柔軟に対応できる。 そういう意味では、臨時があるのであれば、月一回でいいかと思うがいかがか。
監査委員事務局長	現実とかけ離れた規程となっているので、現実に沿ったものに変更した方が良くと思い提案した。
市長	庁議については、月一回は最低開催したいと思う。あとは臨時会で対応することで良いように思う。それにあわせて、報告・連絡・相談が庁内・部内全体で欠けている。情報の共有を徹底していただきたい。また、各部局間の調整ができていない。そのためにも庁議は必要である。今のままで良いが、必要に応じて臨時会で対応するようにしていただきたい。
企画部長	それでは月一回ということに変更する。臨時会は残し、日にちの指定はしないこととする。

4 連絡事項

(1) 平成31年度施政方針(案)について(企画部)

市長	本日の協議事項は以上である。
----	----------------

<p>企画部長</p>	<p>続いて連絡事項に移る。</p> <p>次に、平成31年度施政方針（案）について、企画部から説明をお願いします。</p> <p>平成31年度施政方針（案）については、議会日程の都合から本日中に総務課へ提出する必要がある。既に確認のお願いをしているが、今一度ご確認いただき、変更点があれば、本日13時までに紙ベースで修正し、総合政策課まで提出くださるようお願いする。</p>
<p>市長</p>	<p>他に何か連絡事項等はないか。</p> <p>なければ、以上で第9回庁議を終わる。</p>